

審 査 基 準

平成28年6月23日作成

法 令 名：風俗営業等適正化法施行規則
根 拠 条 項：第55条第2項において準用する第45条
処 分 の 概 要：無店舗型性風俗特殊営業届出確認書の再交付
原権者（委任先）：石川県公安委員会
法令の定め：
審 査 基 準：
標準処理期間：14日
申 請 先：営業の本拠となる事務所の所在地を管轄する警察署の生活安全担当課
問 合 せ 先：警察本部生活安全企画課許認可指導係（電話076-225-0110 内線3043）
備 考：